

 評価のポイント

## CL- I . 看護実践能力：協働する力

## 〔30-1〕 小児の訪問看護 1 訪問看護の制度とこども

**1. 訪問看護の対象となるこどもと家族について説明してください。**

医療的ケアの有無にかかわらず、医師が必要と判断し訪問看護指示書を発行した人が対象となります。保険は医療保険を使用し、社会保険での自己負担分をこども医療証やその他の公費医療証を併用することが可能です。人工呼吸器や気管切開などの医療的ケアのあるこどもだけでなく、たとえば低出生体重で出生し生理的に不安定な状態のこどもなど発達リスクがあると考えられるこどもも対象となります。

**2. 訪問看護ではどのようなサービスを提供することができるか説明してください。**

訪問看護では、自宅での病状確認や治療管理が医師の指示通り行われているか確認するだけでなく、体調の維持管理に必要なケアを提供します。沐浴などの保清や排泄ケア、家族指導なども訪問看護師が行うことができます。また理学療法士などのリハビリテーションスタッフが訪問して自宅でリハビリを受けることも可能です。こどもでは成長発達を意識した「年齢や発達段階に応じた遊びや運動、または感覚刺激」、つまり絵本の読み聞かせや赤ちゃん体操などがいくつかあげられることが望ましいです。

**3. 病院と訪問看護ステーションはどのようなコミュニケーションをとっているでしょうか。**

訪問看護開始には医師の作成する訪問看護指示書が必ず必要です。また、訪問看護師は月に1回訪問看護計画書・報告書を医師に提出することが義務付けられています。入退院時には病院看護師と訪問看護師の間で看護サマリーを介した情報共有が図られます。自施設で発行された訪問看護指示書や送付された訪問看護計画書・報告書を実際に確認してみましょう。各病院でどこに書類が管理されて閲覧することができるのか知ることによって自宅での様子を確かめることができるのではないのでしょうか。